

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業に対する質疑・回答3

平成29年3月13日追加

介護予防ケアマネジメント・手続き等について

質疑箇所	質 疑	回 答
介護予防ケアマネジメント	高齢者2人暮らし（要介護、予防）で、アセスメントによりヘルパーの生活支援が必要と判断する場合、現状では介護と予防からの支援を混合するという形でしたが、片方総合事業の場合は、どのようにすべきですか？	訪問介護と介護予防訪問介護によりサービス提供していただく場合と同様の考え方で振り分けを行ってください。

その他

質疑箇所	質 疑	回 答
対象者	他市町村に住所があるが、実際には柏原に住んでいる場合等は、総合事業を受けることは可能ですか。	<p>【他市の被保険者が柏原市の住所地特例対象施設に居住されている場合】 柏原市の総合事業の対象となります。</p> <p>【他市の被保険者が柏原市内の住所地特例対象施設以外（子の家など）に居住されている場合】 住所地の市町村の総合事業の対象となりますので、サービスを提供する事業者は当該市町村の事業者指定を受けていただく必要があります。 なお、サービスの内容等については、当該市町村が定める内容となります。手続等の詳細を含め、住所地の市町村に確認をお願いいたします。</p>
対象者	他市に住んでいる方が、柏原市のサービスを利用することは可能ですか。	<p>他市にお住まいの方が加入されている介護保険の保険者により対応が異なります。他市にお住まいの方が柏原市の被保険者の場合は、次のとおりです。</p> <p>【柏原市の被保険者が他市にある住所地特例対象施設に居住されている場合】 施設所在地の総合事業の対象となります。</p> <p>【柏原市の被保険者が他市で住所地特例対象施設以外（子の家など）に居住されている場合】 他市の事業者から柏原市の総合事業のサービスを受ける場合は、当該事業所に柏原市の事業者指定を受けていただく必要があります。</p> <p>なお、他市の被保険者である場合は、他市のサービスを受けていただくこととなりますので、詳しくは当該保険者にお問い合わせください。</p>